年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1	今回の	なっせ	4.笙	の舞声
Ι.	71410	かつぜ	クノギ	(J) 似 (安

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月17日から39年1月27日まで

② 昭和40年9月29日から42年8月1日まで

厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和36年7月17日から39年1月27日までの期間と、40年9月29日から42年8月1日までの期間の計53月について、同年12月22日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前後の期間に申立人が勤務しているA事業所に係る被保険者期間及びB事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、申立人が4回の厚生年金保険の被保険者期間のうち、最初に就職した事業所を含む2回の期間を失念するとは考え難い上、未請求となっているB事業所に係る厚生年金保険被保険者記録については、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記号番号と同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

また、申立期間の最終事業所(C事業所)は、「申立期間当時、退職する者に対して脱退手当金の説明は行っておらず、従業員に代わって請求手続も行っていなかった。」と回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性24人のうち、脱退手当金の受給資格のある者が5人確認できるところ、支給記録が確認できる

者はいないことなどから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月1日から47年8月1日までの期間及び同年12月1日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を46年7月1日に、資格喪失日に係る記録を47年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年7月から同年10月までは10万円、同年11月から47年7月までは11万円とすること、及び申立人の資格取得日に係る48年1月1日の記録を47年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記の期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から48年1月1日まで 私は、A事業所に昭和46年7月から勤務していたが、日本年機構に照 会したところ、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は48年 1月1日と記録されており、申立期間の被保険者記録が確認できない。 当時の給与支払明細書を所持しているので、調査の上、年金記録を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の一部期間に係る給与支払明細書及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの期間、47年1 月及び同年2月、同年4月及び同年5月並びに同年12月については、申立 人が所持する当該期間に係る給与支払明細書において、事業主により給与 から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、昭和46年10月から同年12月までの期間、47年3月、同年6月及 び同年7月については、申立人は当該期間に係る給与支払明細書を所持し ていないものの、 i)46年10月から同年12月までの期間については、当該 期間前後の期間に係る給与支払明細書において、給与支給額に見合った厚 生年金保険料が給与から控除されていることが確認できること、ii) 47年 3月、同年6月及び同年7月については、申立人は、「昭和47年分給与所 得の源泉徴収票」を所持しており、同徴収票について、申立人が所持する 当該期間を除く昭和47年分の給与及び賞与支払明細書等と合わせて検証し た結果、47年3月、同年6月及び同年7月に係る給与について、当該期間 直近の給与と同額が支給され、厚生年金保険料等の控除額も同額であった と仮定した場合、同年中の総給与支給額は170万3,200円となるところ、前 述の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額は184万円である上、社会保険料の 控除額は総額4万3,647円(申立人が納付した国民年金保険料額を加えた場 合は、4万9,637円)となるところ、同源泉徴収票の「社会保険料の金額」 欄の金額は6万2,447円であることが確認でき、総給与支給額及び社会保険 料の控除額の両推計額が同源泉徴収票において確認できる支払金額等をい ずれも下回っていることなどから判断すると、当該期間についても、申立 人の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

なお、上記の昭和46年7月から47年7月までの期間及び同年12月に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額、昭和47年分給与所得の源泉徴収票の検証結果等から判断し、46年7月から同年10月までは10万円、同年11月から47年7月までは11万円、同年12月については13万4,000円とすることが妥当である。

申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人に係る当時の賃金台帳や厚生年金保険の関係資料が保管されていないため不明である。」としているが、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも昭和48年1月1日と記録されており、不自然に記録訂正された形跡も無く、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届(被保険者報酬月額算定基礎届を含む。)を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ当該期間に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年7月から47年7月までの期間及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと

認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年8月から同年11月までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和28年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を28年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年6月1日まで

② 平成3年12月1日から4年12月1日まで

申立期間①については、A事業所に昭和24年4月1日に入社してから 61年6月5日に退職するまでの期間において継続して勤務しており、途 中、給与が支給されなかったり、給与から厚生年金保険料等が控除され なかったりしたことは無い。

また、申立期間②については、C事業所に代表取締役として勤務していたが、途中、報酬月額や厚生年金保険料の控除額が減額された覚えは無い。

両申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所から提出された申立人の在職履歴に係る証明書及び同事業所の回答などから判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し(A事業所D支店から同事業所E支店(厚生年金保険については、A事業所B支店で適用)に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立事業所は、「申立人の在職履歴等から、 申立人に係るA事業所B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得 日を、昭和28年4月1日に訂正する必要があると思われる。」と回答して いることなどから判断すると、昭和28年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年6月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を、本来、昭和28年4月1日とすべきところ、誤って同年6月1日として社会保険事務所(当時)に対して提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 C事業所に係る申立期間②について、当該期間のうち平成3年12月から4年8月までの期間については、申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によれば、申立事業所から社会保険事務所に提出された、申立人に係る申立期間②直前の平成3年9月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険報酬月額変更届に基づき、4年8月20日付けで、申立人に係る標準報酬月額を3年12月に遡り、53万円から50万円に減額改定する旨の通知が行われていることが確認できる。

また、申立人が所持する申立人名義の総合口座通帳において、申立事業所からの給与振込額が確認でき、平成4年9月に給与振込額(67万7,730円)が変更されている一方、同年10月から同年12月までの期間に係る給与振込額(全て63万5,036円)は金額の変動が確認できず、同年9月の給与振込額と同年10月から同年12月までの期間に係る給与振込額は、約4万円の差額が確認できるところ、前述の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書において、申立人の標準報酬月額が同年8月20日付けで、53万円から50万円に遡って減額訂正されていることが確認できることなどから判断すると、当該減額訂正に係る差額分に見合う厚生年金保険料を、同年9月の給与支給額と合算して申立人へ返還した可能性がうかがえる。

さらに、申立期間②のうち、平成4年9月から同年11月までの期間については、申立事業所に、当時の賃金台帳等は保管されておらず、前述の申立人が所持する総合口座通帳においても、当該期間に係る申立人の給与からの厚生年金保険料の控除額等を確認することはできない上、前述の申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の内容から推認される当該期間の標準報酬月額50万円は、オンライン記録等とも一致するなど、申立人の主張を裏付ける事情は見当たらない。

加えて、商業登記簿及び前述の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通

知書において、申立人が、申立期間当時、代表取締役として記録されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②について、その 主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたと認めることはできない。

徳島国民年金 事案630

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年7月までの期間及び6年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から同年7月まで

② 平成6年4月から同年8月まで

私は、申立期間①及び②について、A市区町村役場において国民年金の加入手続等を行い、送られてきた納付書により両申立期間の国民年金保険料を郵便局や銀行で納付した。

両申立期間に係る納付記録が無いことに納得できないので、調査の上、 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市区町村作成の国民年金被保険者名簿の記録等において、申立人は、平成10年8月16日付けで国民年金被保険者の資格を取得しており、当時、申立期間①及び②は、国民年金未加入期間として取り扱われていることが確認できる上、当該記録整備時点において、両申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

また、両申立期間当時、居住していたA市区町村において、申立人の国 民年金加入手続等(国民年金手帳記号番号の払出し等)が行われた事跡は 見当たらず、オンライン記録等が不自然に記録訂正された形跡も確認でき ない。

さらに、両申立期間当時、申立人と同居しており、申立人に対して国民年金保険料を納めるように勧めていたとする申立人の母親からも、両申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる具体的供述は得られなかった。

加えて、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに両申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案631

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から54年3月まで

昭和49年10月頃、勤務していたA事業所の事業主(叔父)が私の国民年金の加入手続を行い、以後の保険料については、毎月の給与から天引きして納付してくれていた。未納となっていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況から判断すると、昭和54年3月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点においては、申立期間のうち、49年10月から51年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち昭和52年1月から54年3月までの保険料については、遡って納付することも可能であるが、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の叔父は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は54月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行 政機関の事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い上、申立期間に 係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書 等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から同年12月31日まで

私は、A事業所(現在は、B事業所)において、昭和26年4月に就職し、申立期間についても継続して勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所に申立人の申立期間当時の勤務状況等を確認できる賃金台帳、人事記録等の関係資料は保管されていない上、申立人の後任として申立事業所に就職したとする同僚は、「私は、A事業所に入社する以前から申立人のことを知っていた。申立人の後任として入社したので、申立人と共に勤務したことは無い。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が申立期間に当たる昭和29年9月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなど、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる関連資料や供述が得られない。

また、厚生年金保険法(旧法)の規定により、厚生年金保険の被保険者期間中に脱退手当金が支給決定されることはない旨定められていたところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者期間を含む昭和24年2月1日から29年8月1日までの期間に係る脱退手当金が、同年9月21日付けで支給決定されていることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間を含む昭和28年2月1日から31年7月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名等は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、関連 資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から29年8月1日まで

年金事務所において、A事業所及びB事業所(現在は、C事業所)で 勤務した申立期間について、脱退手当金が支給済みであることを知った。 私は、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無い。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間に係る脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和29年9月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る最終事業所であるC事業所は、「当時、退職する職員に対して、脱退手当金についての説明を行っていた。」と回答しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿おいて、昭和26年4月1日から46年9月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者のうち、申立人を含む5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち4人(申立人を含む。)について資格喪失日から2か月以内に脱退手当金が支給されていることが確認できる上、同僚の一人は、退職時に会社から脱退手当金相当額を退職金として受け取ったことをうかがわせる供述をしていることを踏まえると、脱退手当金の請求について、事業所が関与していた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか

に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。